

最近の都市生活における環境問題：
ごみ屋敷解消につながった成年後見事例を機縁として
**Environmental Problems in Recent Urban Life:
A Case of Adult Guardianship that Led to the Elimination of a
Garbage House**

金井 憲一郎

Kenichiro Kanai

要旨: 現代の都市生活において、いわゆるごみ屋敷が社会的な問題となっている。本稿は、最近の裁判例を紹介することにより、第一に、ごみ屋敷が新たな環境問題であることを示し、第二に、これまで展開されてきた都市生活(法)の概念を振り返る。第三に、本稿は、第五次環境基本計画の基本的な考え方である「環境・経済・社会の統合的向上」に参照し、成年後見法を利用することによってごみ屋敷を解消することが可能であり、同基本計画が提唱する「環境と社会の同時解決」が実現できる可能性があることを主張するものである。

キーワード: 環境問題、ごみ屋敷、都市生活法、成年後見法、第五次環境基本計画

Abstract: The so-called garbage house has become a social problem in contemporary urban life. This article introduces a recent court case related to the issue. By doing so, firstly, I will argue that the garbage house is a new environmental problem. Secondly, I will review the concept of the city life (law). Thirdly, in reference to the Fifth Environmental Basic Plan and its basic concept, “integrated improvement of environment, economy and society”, I will argue that the adult guardianship law could eliminate the garbage house and promote the “integrated improvement” advocated by the Fifth Plan.

Keywords: Environmental problems, Garbage house, Urban life law, Adult guardianship law, Fifth Environmental Basic Plan

1. はじめに

わが国は、諸外国の中で、最も急速に超高齢少子社会に入ったと言われて久しい。都市においてもこれまでとは質の違った新たな環境問題が生じているのも事実である。本稿では、都市におけるごみ屋敷の問題を取り上げたい。ごみ屋敷に至る理由としては、様々考えられるが、超高齢少子社会にあって都市生活における新たな環境問題として今後増えていくことが予想されることから、東京都内で実際に裁判例として現れた事案(東京地裁平成 28 年 5 月 13 日判決公刊物未登載、平成 26 年(ワ)第 25529 号ほか、LEX/DB 25536121)を紹介したい。

以下では、本事案の紹介、これまでなされてきた都市生活における環境問題の議論、本事

案の投げかける問題提起の順序で述べることにしたい²。

2. 本事案

本件は、都内の閑静な住宅街での三世代同居家族をめぐって起きた。本人たる高齢のごみ収集を解決しようと、まず医療保護入院をさせたのに続き、同居していた実娘が成年後見人として施設に入所させ、その間にごみ屋敷の解消を図ろうとしたところ、本人が成年後見人を相手として、本人の住居から離れた施設等に入所させられたことによる慰謝料等を不法行為に基づく損害賠償として請求したものである³。背景には、本人の将来生じ得る相続をめぐって、成年後見人の実兄が入り込み、問題をやや複雑化させていた。

X(1922年生)は、1995年頃、自宅を新築し、A(Xの妻、1929年生)、Y(XAの長女、1960年生、Xの成年後見人)、Yの夫(2012年6月死亡)及び子ら3名と同居を開始した。自宅は、3階建ての二世帯住宅であり、1階にXとAが、2階及び3階にYら家族が暮らしていた。Xは、以前から捨てられていた電化製品を収集して部品を集めるなどしていたが、2004年頃から、徐々にその収集癖が悪化し、電化製品のみならず、生ごみを含むごみ全般を収集して自宅にため込むようになった。Xは、Yら家族が上記電化製品等を捨てようすると、激しい怒りを示し、これを許さなかったため、X及びAが生活していた自宅1階は、Xが集めた電化製品等であふれ、ごみ屋敷と化した。これらのごみは、自宅の庭にも放置され、隣家との境界にまであふれることもあり、近所から改善を求められたり、消防署の職員から、放火の危険があると指摘されるなどしていた。Yら家族やAは、Xに対し、失火や放火の危険性も指摘して、上記状態を改善するように求めたが、Xは、態度を改めず、Yの要請を受けたB(XAの長男、1958年生、Xらと都内同区在住)が自宅を訪れてごみを片付けた際には、「泥棒される」などと言って、警察に通報するなどしていた。また、Xは、自分の身の回りのことや、財産の管理等については、自分で行うことができていた一方、買い物の際には、同じものを大量に買ってくるなどの問題行動がみられるようになり、Aに暴力をふるうこともあった。2011年6月9日、Xの問題行動は、その後も悪化していったため、Yは、同区の認知症相談を訪れ、Xの状況を示して相談したところ、同相談の担当医師は、Xはピック病⁴であると診断し、Xを、精神科のある都内甲病院に入院させることを勧めた。

以上のXの甲病院入院前の状況から、2011年6月30日同病院入院、同年10月31日に退院し、水戸市内2か所の施設への入所した(同年同日aホームという介護付有料老人ホーム入所、2012年3月13日同退所、同日bホームというaに隣接する住宅型有料ホームに入所)ことによって、2014年1月7日、Xの保佐審判が確定したことから、同年1月31日、bホームを退所し、自宅に戻るに至ったという事例であった。Xは、それまで要介護4であったが、2015年11月5日には要介護1の認定まで症状が回復していた。

そのようななか、ごみ屋敷への対応としては、Yは、Xが甲病院に入院した後、上記X

のため込んだ各種物品等を片付けたというのであった。

なお、XはYの不法行為により生じた損害は、合計1387万2216円である(精神的損害(慰謝料)として947万円。947日監禁状態におかれたというのがその理由である。残りの440万2216円は、bホーム月次負担金計338万1059円、bホーム入所時負担金60万円、甲病院費用42万1157円)として、その損害の賠償を請求した(民法709条、710条)ものであった⁵。

3. 都市生活におけるごみ屋敷

3.1 都市生活の環境問題に関するこれまでの議論

それでは、都市生活における環境問題につき、これまでどのように考えられてきたのであろうか。最初に議論をしたのは、野村好弘であった。

野村好弘⁶は、約30年前、都市問題の様変わり例をゴミ量の増加、違法駐車、近隣騒音、防災問題、住宅・土地問題を挙げ、都市問題の特色に触れ、都市生活の法的问题点を考えていく視点として、基本的人権の尊重、公益の尊重、権利濫用の禁止、信義誠実の原則、相互譲歩(互譲)、受忍限度、相隣関係の規範、共同住宅の区分所有者間の規範を市民法原理として確立することが重要であると強調していた。

そして、15年前に、民法の現代化の観点から「都市生活法」の概念を提唱したのが、小賀野晶一⁷であった。都市生活法の概念は、その内容は広範囲に亘っており、豊かなものである。本件との関連であえてまとめると次のようになるであろう。地域社会における生活の基本要素としての衣食住を基礎として、土地・住宅の居住等、消費生活、交通・移動、環境等の中で物的生活及び人的生活の複合した生活及び生活関係として展開しているとし、その地域社会において営まれる生活及び生活関係を都市生活とされる。そのうえで、民法現代化に伴い発生した環境問題は都市生活問題であり、環境法も都市生活法の中の一部を構成し、都市生活(法)政策として環境(法)政策が必要とされる。都市生活法と都市生活法政策は、密接に関連し合い、都市生活問題の解決をめざすべく、まちづくり(地域コミュニティ)、成年後見法、民法政策を位置づけている。

このように、都市生活の変化の実情を踏まえた法的问题点を抽出し、望ましい都市生活の実現に向けた検討の必要を主張した野村の見解を、小賀野は都市生活法という体系を設定し、都市生活における法的问题毎に関連法、関連政策を構想していることによって発展させたものと評価することができよう⁸。

3.2 ごみ屋敷の位置づけ

前述したとおり、都市の環境問題は、野村の指摘から約30年を経て、小賀野の指摘するようにさらに広がりを見せており、それが本件で問題となった、ごみ屋敷である。ごみ屋敷

は、環境問題であることは明らかである⁹。しかし、注意しなければいけない点がある。ごみ屋敷の定義に関わる。巷間では、ごみ屋敷が室内にとどまっており、近隣に対する苦情等が惹起していない場合にも用いられている点である。本件では、玄関内側、玄関から台所、居間、寝室、納戸、洗濯干し場、風呂場、トイレ等に電線が山積みになっているだけでなく、玄関前庭、YやBの車を停めているガレージにもドラム缶、段ボールが散在している等隣家の境界にごみが及んでいた。新聞紙等の可燃物も山積みになった部屋において、半田ごてを電源が入った状態で放置し、放火等の危険性を消防署や近隣から指摘されていたことからしても、典型的なごみ屋敷といえる。しかし、室内にとどまっている場合は、近隣との利害対立はないのであるから、ごみ屋敷という環境問題というべきではなく、ため込んだ本人の生活の一部そのものであると考えるべきであることに留意したい¹⁰。

4. 結語に替えて：問題提起—成年後見制度を利用することによるごみ屋敷という環境問題の解消

以上述べてきたように、本件ごみ屋敷の事案は、環境法と成年後見法の交錯領域であり、両者を統合した環境政策が求められるのではないかと考えさせる機縁になる典型的事例といえないだろうか^{11,12}。ごみ屋敷の問題は第五次環境基本計画にいう、「環境・社会の統合的解決」の求められる典型といえることができるのである¹³。ただし、環境政策のために成年後見制度を利用することはできないが、本人がメリットを感じる成年後見制度¹⁴を推進することが、結果として都市環境問題としてのごみ屋敷解消につながることを望ましい¹⁵。ごみ屋敷は、まさに「人間環境問題」に他ならない¹⁶。都市生活における環境問題たるごみ屋敷に見られる法律問題は、人生 100 年時代と超高齢社会、大都市に人口が偏在する等のこれまで経験したことのない社会の到来によって、今後もこれまでとは質の異なった環境問題として生じる可能性があることを認識させるとともに¹⁷、法学分野相互間の思い切ったアプローチをも必要としている証左と考えられよう¹⁸。

すなわち、ごみ屋敷の問題は、環境問題の一つでありながら、その法的解決方法の一つとして、環境法の領域における法分野だけでなく、民法における成年後見法のそれによっても対応し得るものと考えべきであり、そのような複眼的な見方による各種法分野との連携により、解決していく問題だと考えられるのである。

注

¹ 公害問題から環境問題への環境問題の広がり観点から、ごみ屋敷を例示するものとして、小賀野晶一『基本講義 環境問題・環境法』（成文堂、2019年）7頁。同「環境問題と環境権」白門70巻2号（2018年）10頁。

² 本稿は、2019年9月14日の人間環境問題研究会（会長 中央大学教授 小賀野晶一）於早稲田大学での報告を基に加筆・修正したものである。席上において、種々ご意見をくださった研究会メンバーである諸先生方に感謝を申し上げます。

³ 本判決（確定）は、本人から成年後見人に対する不法行為責任を否定した。成年後見法、精神保健福祉法の観点からの評釈として、拙稿「ごみ屋敷解消等のため、医療保護入院と成年後見人として施設に入所させたことは成年被後見人の居住移転の自由等を侵害したとはいえないとして、不法行為に基づく損害賠償請求が棄却された事例-東京地裁平成28年5月13日判決（確定）-」実践成年後見83号77-86頁（2019年）の参照を乞う。本稿では、成年後見法の諸問題に立ち入らず、本件事実としてのごみ屋敷の状況にのみ触れる。なお、事実関係の紹介は、拙稿判例評釈を参考にした。

⁴ ピック病とは、前頭側頭型認知症の一種であるが、アルツハイマー型認知症や脳血管性痴呆症に見られる記憶障害や見当識障害はあまり見られず、人格障害が顕著な疾患であり、その症状としては、自制力低下（粗暴、短絡等）、異常行動（浪費、過食、窃盗等）のほか、人格が変わって感情の荒廃が高度になり、対人的態度が特異になることがあり、ピック病に罹患した患者はその病識がないとされている。

⁵ ごみ屋敷のごみを片付けたということになると、ごみ屋敷を作り出した本人の財産権の問題にも理論上なり得るが、その点を損害として請求していない。

⁶ 野村好弘「最近における都市生活と法的問題点」法律のひろば43巻9号（1990年）4-8頁。

⁷ 小賀野晶一「民法の現代化と都市生活法の形成」千葉大法学論集19巻号（2004年）147-154頁。同『民法と成年後見法 人間の尊厳を求めて』（成文堂、2012年）229頁以下、とくに233-236頁、251-252頁。同「高齢社会と民法の課題-生活に関する民法規範の研究-」『社会の発展と民法学[上巻]-近江幸治先生古希記念論文集-』所収131-134頁（成文堂、2019年）。

⁸ もっとも、野村・前掲論文注6）8頁は、「現代の都市問題の実態を見ると、伝統的な市民法原理が予想していた社会関係とはかなり異なった状況で問題が生じるようになってきている。公対私、私対私といった（原文ママ）区分では割り切れない関係、あるいは、それらが動的に混在する関係としてとらえるほうが自然な場合が増えてきている」と指摘していた。小賀野の都市生活法体系は、野村のこの見解をより具体的な都市問題を掲げつつ、それらの密接に関連した諸問題の具体的な解決方法を提示したということができる。

⁹ 本件は、小賀野・前掲書注1）46頁のいう「都市環境訴訟」にならず、家族内の不法行為訴訟となり、ごみ屋敷は改善された。しかし、このごみ屋敷を放置すれば、近隣の「都市環境訴訟」の提起の可能性を秘めていたものといえるものと思われる。

¹⁰ 拙稿・注3）参照。ごみ屋敷は、第三者からの視点で把握されることがあるが、本人にとってはごみではないと主張することがある。ごみ屋敷足り得るのは、本件のような近隣からの苦情が生じているケースに限ると考えるべきではなからうか。ちなみに、昭和7年生まれの小説家五木寛之は、2019年1月18日、榊長谷工シニアホールディングス主催の東京・霞が関のイノホールで行われた「人生百年時代をどう生きるか」題する講演会において、次のようにいう。すなわち、「自分の書齋は、人に見せられるような状態ではないんです。思い出の数々が山のようになっている。例えば、石ころもあのととき拾ったなど。あのとときはこんなことがあって、思い出を振り返りながら、毎日を過ごしている。これが人生100年時代の下山の仕方であって、断捨離一辺倒は、人生50年代の発想だと思います」と。

この点は、本稿の対象外である、ごみ屋敷と成年後見法を考える視点としてきわめて重要であることを付言しておきたい。

¹¹ 大塚直『環境法 第3版』（有斐閣、2010年）33頁は、やや難解であるが、次のようにいう。「・・・『持続可能な発展』や環境容量への配慮を重視するときは、環境の側面から一定の目標を立て、それに向けて社会全体が移行していくことが必要となるが、そのためには環境に関連す

る法制度を総合的に理解することが極めて重要になる。すなわち、行政法、民法、刑事法、国際法、さらに、種々の行政の政策が、上述の理念の下に統合的に整備される必要があるといえよう。そして、このような統合的視点や理念は、未だ十分に知られていない環境問題を認識し、その解決の指針を得るのに役立つであろうし、環境に関連する法制度や政策の学習を容易にするものといえよう。」（下線 筆者）。本件のごみ屋敷という環境問題は、環境法と成年後見法という財産管理と身上保護の福祉政策的側面との統合的視点の必要を自覚させるものといえる。

¹² 小賀野・前掲書注 1) 12 頁で、環境法の独自性につき、次のようにいう。「環境問題に対しては民法、行政法など既存の法分野からアプローチされてきたが、民法や行政法などの範囲、あるいはその延長にとどまっていたのは環境法の独自性を見いだすことはできない。環境法の独自性は、裁判、理論、立法、政策などのなかから発見、創造し、獲得するものである。」と。本件は、環境法の独自性をさらに考えさせる契機になると思われる。大塚・前掲書注 11) の主張と同方向にある見解といえよう。この点は、2018 年 4 月 17 日に閣議決定された、第五次環境基本計画の概要 (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf>) (閲覧 2020 年 1 月 22 日) において、我が国が抱える環境・経済・社会の課題につき、それぞれが相互に連関・複雑化していることから、環境・経済・社会の統合的向上が求められている点にも関わるものと考えられる。本環境基本計画は、今後の環境政策の基本的考え方を、社会的課題との同時解決を目指しているようである。本件ごみ屋敷は、少子高齢化・人口減少という社会の課題から生じる可能性が今後も増える環境問題といえよう。さらに、本環境基本計画の内容は、小賀野・前掲論文注 7) の都市生活法と都市生活法政策と通じるものがある。

¹³ 佐藤泉弁護士によれば、行政の担当者から廃棄物につき行政指導、立入検査、改善命令等の相談を受けることが多いという。そのうえで、ごみ屋敷の問題は、プライバシーと環境法の問題として、近隣住民との調整が難しい局面があるという。悪臭、飛散、土壌汚染、側溝汚染等によって「生活環境の保全上の支障」があれば、行政執行の可否の問題にもなるとされる。具体例として、ごきぶりと住んでいた本人、蚊取り線香によって家屋が全焼してしまった例等、ごみ屋敷の問題は、本人のプライバシーに配慮しながらも、近隣住民が本人を相手に訴訟を提起できるのかという問題もあるとされる。さらに、本人の精神疾患にもなうカウンセリングが必要とされる等、ごみ屋敷は多岐に渡る奥深い問題であることに留意すべきだとの指摘をいただいた。有益なご示唆を賜り、この場を借りて記して感謝申しあげる次第である。

¹⁴ 本件においても、実娘である Y は、苦渋の決断をして、X の成年後見人となり、X の治療、ごみ屋敷の解消をし、以前の良好な同居関係を築きたいとしているのが胸に迫る。

¹⁵ 空家に関してであるが、認知症(が疑われる)所有者等への対応として、成年後見制度を挙げ、「独身独居老人の数が急増している現状に鑑みれば、日本も批准している『障害者の権利に関する条約』に配慮して、その自己決定権を尊重しつつも、公益との調整をするための何らかの特別法的仕組みが必要と感じる」と述べているのが参考になる(北村喜宣『空き家問題解決のための政策法務-法施行後の原状と対策-』(第一法規、2018 年)242-244 頁)。

¹⁶ 小賀野・前掲書注 1) 8 頁は、環境問題の広がり-公害問題から環境問題への項目の中で、人間環境問題研究会の位置づけについて、その成立経緯、これまでの研究成果、その今後の役割について指摘している点も興味深い。

¹⁷ 今後は、本件のような三世同居家族の家屋が舞台となるケースではなく、超高齢少子社会が進行するなかで、独居高齢者によるごみ屋敷をめぐる環境問題の対策についても検討することが喫緊の課題となろうが、成年後見法もその対策のひとつになり得るのではなからうか。

¹⁸ ちなみに、全国に先駆けて神奈川県横須賀市は、横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例 (<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3010/hp.html>) (閲覧 2020 年 1 月 22 日) を策定している。本条例を横須賀市は、地域福祉に位置づけつつ、本人のプライバシーに配慮しながら、行政代執行法 2 条の適用事例も紹介している。本人の同意を重視しつつ、福祉的支援を行うと説明している。不良な生活環境につき、「ごみなどが家屋の内外に積まれることで(下線 筆者)、害虫、ネズミ、悪臭、火災の発生や物の崩落のおそれが生じるなど、本人や近隣住民の方の生活環境が損なわれている状態」と定義している。家屋の内にごみが積まれている場合であっても、近隣住民への生活環境への影響の惹起をその要件としている点

は、本人保護を第一としている成年後見法の理念からしても妥当だと考える。このように、横須賀市は、ごみ屋敷解消を地域福祉に位置づけつつ(成年後見法という言葉は全く出てこないが)、その内実はごみ屋敷解消という環境問題の解決をしている点に、環境問題と福祉の問題の統合的解決を第5次環境基本計画に先駆けて実践している例として評価することができよう。

Received on 27 December 2019